

## 平成29年5月に雲仙市入札監視委員会から提出された 意見書への対応状況について

### 【意見1. 適正な発注について】

建築一式工事Aランクの制限付一般競争入札は、応札者が常に少ない状況であり入札談合等が懸念されます。入札参加条件を設定する際に、より多くの業者が参加可能で、公正な自由競争が発揮できるような工夫をすることがより一層求められます。

また、災害復旧工事の入札不調、不落の件数が多くなっています。これは技術者や作業員の確保ができないことや、年度末完成の目処が立たないことなどが原因のひとつのようです。災害復旧が遅れ、市民生活に支障をきたすことがないように、予算の繰越制度を活用するなど適正に執行することが必要です。

### 【対応状況】

一般競争入札の条件設定を審議する入札審査委員会においては、入札監視委員会の意見を踏まえ、過去の応札者の状況等も考慮して審議を行っています。

最大参加者数を考慮し地域要件等の設定を行っておりますが、建築一式Aランクは、会社が保有する配置技術者の関係で、近隣他市等の発注状況が大きく影響していると考えられますので、多くの参加者による適正な競争が確保できるよう早期発注に努めます。

また、入札の公正を妨げるおそれがある場合の対応については、談合情報等対応マニュアルに沿って、公正入札調査委員会を開催し、事情聴取等を実施するなど厳正に対処しております。

災害復旧工事の不調、不落については、県内自治体も同じ傾向があることから、県下合同会議等で対策を議論しており、適正な発注となるよう努めます。

### 【意見2. 最低制限価格について】

ランダム係数の影響で殆どの応札者が最低制限価格を下回り失格となり、予定価格に近い者が落札者となるケースが稀に見受けられます。市民目線からしてもダンピング防止という本来の目的から離れ、結果的に競争性が働いていない場合があると考えられるため、最低制限価格の制度運用には常に注意を払い適正に運用することが必要です。

### 【対応状況】

最低制限価格は、一定価格以下は自動的に失格とする制度ですが、近年は、公共工事の品質の確保や建設産業育成を図る観点から予定価格との範囲を10%程度としております。ランダム係数は、官製談合等防止対策として一定の成果があっており、多くの自治体が採用しています。結果として稀に最低制限価格付近で失格となり、高い価格で申し込んだものと契約することがあります。

が、これらのルールのもとに、予定価格以下最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって申し込んだ者を落札者として決定しており、契約価格は適正と判断しております。

今後の制度運用については、他市の状況等を注視し必要に応じて検討します。

### **【意見3. 入札結果の注視について】**

入札金額に一定の規則性や落札回数等の均等性があるのではないかと疑念を持たれるものが見受けられます。応札業者の見積り精度も高くなっており、入札の不自然さを判断することは難しいと思われませんが、入札結果を常に注視し、不自然さがあると発注者が判断した場合は、市の談合情報等対応マニュアルに基づき適正に処置することが必要です。

### **【対応状況】**

30年度の事例として、建設コンサルタント等業務において、市のホームページから参考図書を手に入れずに応札した事例があり、電話での状況聞き取りにおいても不自然さがあったことから、公正入札調査委員会を開催し、事情聴取を行うなど毅然とした態度で臨んでおります。結果として不正等はないと判断しました。単に応札価格帯が高い位置であっても、それが直ちに不自然とは判断できませんので、疑義が生じた場合などは、市における談合防止の姿勢として適正に対処してまいります。